

(公印刷込)

義教第311-21号

令和2年4月23日

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会

教育長 笠原 寛



新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長について（通知）

各市町村教育委員会教育長様におかれましては、県教育委員会の方針等に御理解、御協力を賜りますとともに、児童生徒や保護者への新型コロナウイルス感染防止に向けて、必要な措置を講じていただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業措置につきましては、令和2年4月20日付け義教第311-17号「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための群馬県の緊急事態措置にかかわる学校への対応について」に基づき、令和2年5月6日までの間、各市町村において、適切に御対応いただいているところです。

現在、県立学校の臨時休業期間を、大型連休明けの5月6日までとしておりますが、全国及び近隣都県の感染状況については予断を許さない状況が続いており、本県も同様と考えています。そのため、今般、県立学校の再開について、群馬県感染症危機管理チームに意見を求めたところ、再開延期を含めて慎重に判断した方が良い等の意見がありました。

こうしたことから、県教育委員会では、幼児児童生徒を感染の危機から守り、家族等への感染の拡大を防止するとともに、学校において集団感染が発生した場合の医療機関等への影響も考慮し、大型連休後、少なくとも2週間程度の感染状況を見極め、その後の対応を検討する期間を確保する必要があることから、現在とられている県立学校における臨時休業措置の期間を5月31日まで延長することといたしました。

市町村立学校につきましては、地域の感染状況等を考慮しながら検討を進めていただいているところですが、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止するために、本日、知事から、各市町村に対して、県立学校と同様の対応をとっていただきますよう、要請をさせていただいたところです。

つきましては、貴管下の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校における臨時休業措置を5月31日まで延長していただきますようお願いいたします。

また、臨時休業が長期化した場合の児童生徒への様々な支援については、県と市町村がより一層連携して、適切な取組ができますよう重ねてお願い申し上げます。

<本件連絡先>

義務教育課 電話 027-226-4615
健康体育課 電話 027-226-4707